

2020年の分社化に伴い、2020年3月以降、**事前に臨時契約の廃止申請が適切になされていなければ常時契約新設時に臨時契約の撤去（同時撤去）ができません。**

【同時撤去を希望される場合の留意点 ※】

臨時契約をされている**小売電気事業者**への適切な臨時廃止申請をお願いします。

※以下の場合、**同時撤去ができません**

- ✓ 廃止申請を行っていない等の理由により、**小売電気事業者**から**関西電力送配電（株）**へ廃止申請がない場合
 - ✓ 廃止申請を行ったが、常時契約の供給日当日が臨時契約の廃止日を超えていなかった場合
- また廃止申請を行っていても、日程の都合や工事の行き違い等により、対応ができない場合もございます。あらかじめご了承ください。

【廃止申請がない場合の撤去依頼】

廃止申請がない場合、常時契約の供給工事当日に**作業員（関西電力送配電（株）もしくはその委託会社）**へ依頼しても撤去ができません。（**小売電気事業者**へのお取次ぎもできません。）

廃止（撤去）については、**小売電気事業者**へ直接お問い合わせください。

（設備撤去は、廃止申請を**関西電力送配電（株）**が受領した以降となり、原則後日の対応となりますのでご了承ください）

【契約について】



以下のとおり、**関西電力送配電（株）**は**小売電気事業者**からの廃止申請に基づき、設備を撤去いたします。

お客さまは**小売電気事業者**と契約しているため、申請者から直接**関西電力送配電（株）**への廃止依頼はできません。

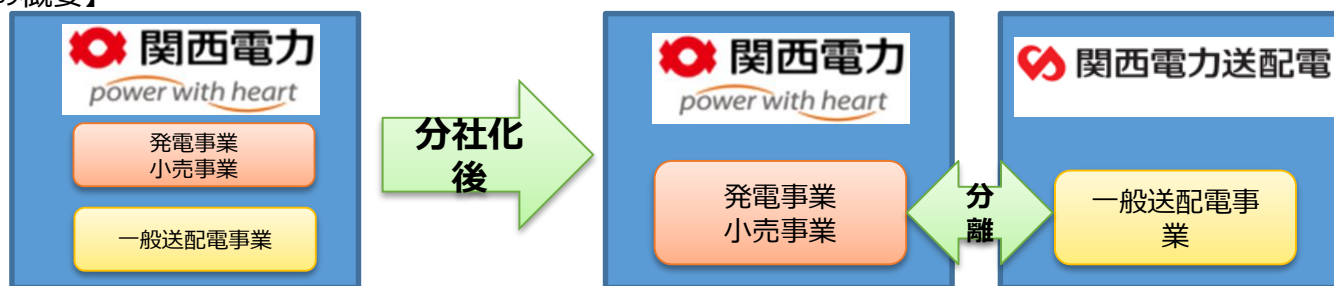
<関西電力（株）と臨時供給契約を結んでいる場合の例>



- 一般送配電事業の法的分離にあたり、2020年4月1日より「関西電力送配電株式会社」として関西電力から、一般送配電事業などを承継いたします。

| | (吸収分割会社) | (吸収分割承継会社) |
|------|---|--|
| 商号商標 | 関西電力株式会社  | 関西電力送配電株式会社  |
| 事業内容 | ● 発電事業、小売電気事業 等 | ● 一般送配電事業 等 |

【分社化の概要】



※ 関西電力送配電は、関西電力が営む一般送配電事業を引き継ぎ、送配電線、変電所などを維持・運用し、発電事業者や小売電気事業者のような事業者を相手に、発電量調整供給、接続供給などの送配電サービスを提供する会社である。